

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成28年10月15日（土）午前7時50分頃、新南陽総合支所前庭において、新南陽総合支所地域政策課嘱託職員が草刈機での作業中に小石を弾き、公衆電話ボックスのガラスを破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 山口市熊野町4番5号

氏名 西日本電信電話株式会社山口支店

支店長 潮崎 浩則

(3) 損害賠償の額

¥83,160-

2 専決処分の年月日

平成29年1月18日

(参 考)

事 故 状 況 図

